

企業におけるハラスメント対策

～企業活動と人権～

企業におけるハラスメントは、働く人の個人としての尊厳を不当に傷つけ、働く権利を侵害するばかりでなく、職場環境を悪化させ、従業員の士気の低下や人材の流出、職場の生産性の低下など、被害者はもちろん、周りの従業員や企業の経営そのものにも悪影響を及ぼします。このセミナーでは、弁護士であり、社会保険労務士でもある講師からパワハラやセクハラ、マタハラ（パタハラ）、S O G I ハラなど職場のハラスメントの基本的な知識のほか、ハラスメント対応と企業活動について、事例等をまじえてお話しいたします。

講師

栗田 勇（くりたいさむ）氏

【プロフィール】 (弁護士法人 栗田勇法律事務所 代表弁護士 / 社会保険労務士)

平成20年12月より、静岡市内で弁護士（静岡県弁護士会所属）として業務を開始。

平成23年3月、独立し、栗田勇法律事務所を開設。独立と同時に、社会保険労務士を登録

（静岡県社会保険労務士会所属）。平成26年12月より、法人化し、名称を弁護士法人栗田勇法

律事務所に変更。平成23年4月、ワンストップサービスを目的とする「静岡法律税務研究所」を税理士、司法書士とともに設立し、「静岡相続・事業継承トータルサポートセンター」、「ワンコイン総合相談会」、「ウォーキング・ミーティング」等を運営している。また、企業の規模を問わず、「企業のカラダ＝従業員のカラダ」であるとの考えから、企業におけるセミナー等を重視し、社内研修等における完全オーダーメイドのセミナー・講演を行い、県内企業での実績多数。

平成27年6月より、「静岡市男女共同参画審議会」委員。



日時

11月9日（月）14:00～16:00（受付13:30～）

※講演終了後、16:00～16:30 静岡労働局（ハローワーク静岡）より「公正な採用選考について」説明を行います。

会場

静岡県男女共同参画センター **あざれあ** 2階大会議室

（住所：静岡市駿河区馬淵1丁目17-1 ※アクセスは裏面を御覧ください。）

対象者

県内企業・団体などの経営者・管理者、人事・労務管理担当者、研修担当者、その他テーマに関心のある県民の方など

定員

60名（事前申込先着順、参加費無料）

お申し込み方法

裏面の参加申込書によりFAX、郵送又はEメールにて、下記までお申込みください。折り返し、受講確認書をFAX、郵送又はEメールにて返信します。

申込期限：令和2年10月28日（水）

※期限内にお申込みいただいた方で、定員超過のため受講できなくなった方については、個別に御連絡いたします。

※新型コロナウイルス感染症の状況によっては、講座を中止、または、開催方法の変更をする場合があります。その場合は、申込者には御連絡させていただきます。

※新型コロナウイルス感染症対策として、参加者上限は会場定員の50%以下とします。会場入口に消毒液を設置しますので、御利用ください。

随時、会場内の換気を行いますので、御協力をお願いいたします。

【主催】
経済産業省関東経済産業局

【実施】
静岡県

【お申し込み・お問い合わせ先】

静岡県人権啓発センター（静岡県健康福祉部地域福祉課人権同和対策室）

住所：〒420-0856 静岡市葵区駿府町1-70 静岡県総合社会福祉会館4階

電話：054-221-3330 FAX：054-221-1948 Mail：jinken@pref.shizuoka.lg.jp